

R7 「相生小学校いじめ防止基本方針」

はじめに

本方針は、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、本校のいじめ防止等のための姿勢や取組をまとめ、全職員に共通理解を図り、実行に移すとともに、保護者や地域にも公開し周知を図ることを目的として策定するものであります。

1 いじめ防止等のための取組に関する基本的な考え方

【いじめの未然防止について】

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことで、いじめの未然防止につながると考える。

【いじめの早期発見について】

いじめは目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい場合もある。そのため、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知していこうとしたり、児童が相談しやすい雰囲気や環境を作ったりすることで、いじめの早期発見につながると考える。

【いじめの早期解消について】

いじめがあることが発見された場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、加害児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等の対応を組織的に行うこと、また、家庭への連絡や必要に応じた関係機関との連携を行うことで、いじめの早期解消につながると考える。

【重大事態発生時の対応について】

重大事態が発生した場合には、関係のあった児童が深く傷つき、保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。そのため、迅速かつ適切な方法で、児童や保護者の心のケアに努めるとともに、落ち着いた学校生活を取り戻すため、予断のない一貫した情報発信に努める。そのうえで、法に基づいた調査と報告を行う。

2 いじめ防止等のための組織

(1) 組織の構成員等

学校におけるいじめ防止等の対策のために「いじめ防止対策委員会」を組織する。
組織の構成員は以下のとおりである。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導部員、教育相談担当、養護教諭、
特別支援コーディネーター、教育相談員、スクールカウンセラー
※必要に応じて担任、臨床や学識経験者など外部の専門家などをメンバーに加えることも考える。

(2) 活動の概要

- 学校基本方針に基づく取組の実行・検証・修正を行う。
- いじめの問題について、校内研修や職員会議等で取り上げ、教職員の共通理解と意識啓発を図る。
- いじめ相談・通報の窓口になり、家庭・地域への周知を図る。
- いじめや児童生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- 重大ないじめの疑いの情報があつた時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の態勢・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- 本人がいじめを否定したり、周囲がいじめと認識していなかったりする場合も、いじめにつながる行為に対しては適切に対応する。

3 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止のための取組

- 教職員が児童のために「安心感」「自己存在感」「満足感」を持たせることができる場所や機会を準備し、いじめが起こりにくい土壌を作る。
- ・児童同士、児童と教師の信頼関係を基盤とした魅力ある学級づくりを行うとともに、児童が学習に対する達成感や成就感が持てるような「分かる授業・楽しい授業」づくりを目指す。
- ・ぐんまの子供「いじめ防止宣言」やいじめ防止ポスター・標語等を学校・学級内に掲示し、いじめ防止の気運を醸成する。
- 学校の教育活動全体を通して人権教育や道徳教育の充実を図り、人権意識や規範意識、思いやりの気持ち等を育成する。
- 児童が主体的に行う活動を通して、自己有用感を高め、より良い人間関係作りを進めて、いじめに向かわない児童を育成する。

- ・児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより自ら判断し、適切に行動できる集団を作る。
 - ・業前の縦割り活動やクラブ活動、学校行事等の異学年交流活動を通して、互いを思いやったり、ともに協力し合ったりするなどの人間関係を築く。
- 問題が発生してからではなく未然防止の観点から、家庭や関係機関とお互いに情報交換を行ったり、些細な事でも気になることがあれば学校に連絡するようにお願いしたりなど、家庭・地域・関係機関の理解と協力を得て、児童の健全育成に取り組む体制作りを行う。

（２）いじめの早期発見のための取組

- 教師と児童との日常の交流（休み時間や放課後等）をとおして、児童の気になる様子に目を配る。
- 「生活アンケート調査」を学校全体で毎月実施する。
- 学校をはじめとして、関係機関へのいじめの訴えや相談方法を家庭に周知する。
- けんかやふざけ合いであっても、その経緯を詳細に把握し、児童の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか判断する。

（３）いじめの早期解消のための取組

- いじめ防止対策委員会が中心となり、いじめに関する情報の収集・整理、対応方針の決定・役割分担、事実関係の究明、関係児童への指導等を組織的に行う。その際、一方的、一面的な解釈で対応しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導を行うことなどについて配慮する。
- いじめに直接的に関係した児童だけでなく、いじめを見ていた児童やいじめを誘発した児童に対しても、自分の課題としてとらえさせるような教育活動を行う。
- 安易に解消と判断せず、いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも３か月間継続し、その事を保護者に確認するとともに、被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められた場合に解消とする。

（４）重大事態発生時の対応

- 教育委員会に速やかに報告するとともに、教育委員会と連携して事実関係を明確にするための調査を実施し、いじめを受けた児童及びその保護者に情報を提供する。
また、憶測や噂などの誤った情報の流布を防止するため、緊急保護者会等を開催し、事案の状況や学校の対応などについて説明する。
- 被害児童の保護を第一に考え、学校においては複数の教職員で被害児童を見守るとともに、帰宅後も保護者と連絡を取り合い、児童の状況把握に努める。また、スクールカウンセラーを活用し、被害児童及びその保護者の心のケアを積極的に行う。
- 被害児童を守り、被害の拡大を防止するため、加害児童に対してはその保護者と連携の上、別室登校等の対応を検討するとともに、犯罪行為が認められる場合には警察へ

相談・通報する。また、スクールカウンセラーを活用し、加害児童及びその保護者の心のケアに努める。

4 関係機関との連携

- 学校は、関係機関に対して、何か問題が起きたりいじめが発見されたりしてから連絡や相談をするのではなく、普段から教育委員会や警察、児童相談所、地域団体、他校等と連携を図り、いじめ防止等のために次のような取組を行う。
- いじめや児童生徒の問題行動があった場合には、教育委員会に速やかに報告し、教育委員会と一体となって対応に当たる。
- 児童生徒の行為が暴行や金銭の強要など犯罪行為として取り扱われる可能性がある場合は、被害児童を守るとともに、被害の拡大を防止するため、速やかに警察や児童相談所に相談・通報する。
- 地域の自治会や健全育成団体、民生・児童委員等とも、児童の様子について定期的に情報交換する場を設定する。（青少愛10 団体会議など）
- 幼保小及び小中との連携を大切にし、児童の様子や家庭環境等の情報交換を行い、円滑な移行ができるようにする。
- 育成会等との連携のもと、地区の子供たちが、校種を超えて一堂に会し、いじめ防止会議を開催したり交流活動を行ったりする。

5 保護者との連携

学校は、日頃からの保護者との連携の積み重ねを大切にして、いじめ防止等のために次のような取組を行う。

- 学校だよりやホームページを利用し、学校の情報発信をする。
- 保護者会等において、保護者が一緒になっていじめ問題について話し合う機会を設けたり、いじめ防止に向けた講演会を開催したりする。
- 家庭において、些細なことでも児童の様子で気になることがあった場合、学校に連絡するよう保護者に依頼しておく。
- 「いじめ防止基本方針」の内容の周知を図るためにホームページに掲載する。

6 評価の実施

学校は、学校評議員や第三者、専門家等の意見を聞きながら、客観的にいじめ防止等のための取組に対する評価を行い、随時改善に努める。具体的には次のような取組を行う。

- 学校評価の中に、いじめ防止に関する項目を設け、保護者や学校関係者等の意見を聞き、改善を図れるようにする。
- 学校評価の結果については、学校だより等を利用して、広く情報公開する。